



No439 発行日 令和4年8月20日  
編集・発行所  
社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会  
〒513-0801 鈴鹿市神戸地子町383-1  
☎059(382)5971/FAX059(382)7330  
URL <https://www.suzuka-shakyo.or.jp/>

## くらしサポートセンターのご紹介



くらしサポートセンターは、既存の制度や相談窓口につながらないような、いわゆる『制度の狭間』の中でお困り事のある方の相談窓口として、令和4年度より社会福祉協議会内に新設された部署となります。

現在の仕組みは高齢者、児童、障がいのある方など分野ごとに作られており、どの制度にも当てはまらない方々は、積極的なご相談を受けていただくことが難しい現状があります。

このような現状のなか、制度の枠に当てはまらなくても活動できるコミュニティソーシャルワーカーが全国的にも増えてきており、当センターでも4月より配置されました。

### くらしサポートセンターの役割

(コミュニティソーシャルワーカー・包括化推進員)

大きく分けて2つの活動をしています。

①お一人おひとりの相談、心配事を伺います。様々な制度やサービス等のご案内や、必要に応じて訪問もさせていただきます。お悩みに対して、寄り添いながら一緒に考えさせていただきます。

②複雑な課題ゆえになかなか個人の力では解決が難しい、また利用できる制度やサービスが見つからない等の課題にたくさんの力をつなぎ合わせていくための調整役となります。

また、部署内において、生活困窮者自立支援事業(市役所への出向での相談)、生活福祉資金貸付事業も担っています。

どこに相談したらいいのか分からないと迷われた際や、「ご近所さんで心配な人がいる」等もお聞かせください。民間企業の皆様も「こんな仕組みがあったら…」、「こんなこと一緒にできるよ」等ご意見ありましたらお知らせください。ぜひお気軽にご相談ください。



くらしサポートセンター TEL:059-373-5299

# 令和3年度事業報告について

先月号で事業報告を掲載いたしましたが、災害ボランティアセンター事業のところで、ご紹介しきれなかった令和3年度災害ボランティアセンター協定締結式のご紹介をさせていただきます。

これまで本会は、災害ボランティアセンター運営時の移動手段において課題を抱えておりました。そこで、この度神勢観光株式会社さまと災害時における車両の提供に関する協定を結ばせていただき、有事の際に、ボランティア活動や資機材の移動に関する支援にご協力いただけることとなりました。



\*\*\*\*\*

## 8~9月 ふれあいふくし総合相談のご案内

8月		30	火		9	金		20	火		
20	土	司法書士相談	31	水	心配ごと相談	10	土		21	水	心配ごと相談
21	日				11	日		22	木		
22	月	心配ごと相談	1	木		12	月	心配ごと相談	23	金	秋分の日
23	火		2	金		13	火		24	土	弁護士相談
24	水	心配ごと相談	3	土	弁護士相談	14	水	心配ごと相談	25	日	
25	木		4	日		15	木		26	月	心配ごと相談
26	金		5	月	心配ごと相談	16	金		27	火	
27	土	弁護士相談	6	火		17	土	司法書士相談	28	水	心配ごと相談
28	日		7	水	心配ごと相談	18	日		29	木	
29	月	心配ごと相談	8	木		19	月	敬老の日	30	金	

相談名	弁護士相談
相談内容	遺言・離婚・契約（金銭・賃貸）などの法律相談／13:00~15:30 要予約
相談時間	司法書士相談

相談名	司法書士相談
相談内容	財産（不動産・登記等）に関するご相談／13:00~15:00 要予約

日常の悩み事について／13:00~15:00



※相談日は、若干変更することもございますので、ご確認の上お越しください。

この広報は、赤い羽根共同募金の配分金で発行しています。

■善意の寄付・香典返しの寄付について■

詳しくは、鈴鹿市社会福祉協議会までTEL382-5971